



令和4年1月28日

江東区長
山崎孝明様

江東区特別職報酬等審議会
会長 中村浩紹

特別職の報酬及び給料の額の適否について（答申）

令和4年1月17日付をもって諮問のあった標記の件について別紙のとおり答申します。

江東区特別職報酬等審議会委員

会長 中村 浩紹

会長職務代理者 中山 由紀

委員 浅野 美智子

委員 金田 恵美子

委員 菅澤 運一

委員 鈴木 健之

委員 珍田 靖郎

委員 松本 光史

委員 渡邊 恵司

委員 渡辺 哲三

令和3年度江東区特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

江東区特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、令和4年1月17日に、江東区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、江東区長から特別職の報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）の適否についての諮問を受けた。

本審議会は、各委員が、本区各界の代表者として、公平な立場で、広範な視点から諮問事項について活発な意見交換を行った。また、審議については、提出された資料に基づき本区の行財政運営の現状、他区の状況等を勘案し、多面的かつ慎重に進めた。

2 特別職報酬等の基本的な考え方

本審議会は、特別職の報酬等の額は次の3つの原則に基づき決定されなければならないと考える。

- (1) その職責の重要性に見合ったものであること。（職務と責任の原則）
- (2) 一般職の給与及び他区の特別職の報酬等の額との均衡を図ったものであること。（均衡の原則）
- (3) 社会経済情勢や区の財政状況等を踏まえたものであること。（情勢適応の原則）

3 特別職の職責について

急増を続けた本区の人口は、令和元年に52万人を突破し、今なお増加し続けている。こうした中、特別職のうち区長及び副区長は、複雑・多様化する区民要望に対し的確に対応するため、より高度な判断力と実行力が求められており、その担うべき役割と職責は一層重要性を増している。教育長については、教育委員長の職務と統合されて以来、教育行政について大きな権限と責任を担っており、こどもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化し続ける中、多様な教育ニーズに合わせたきめ細かな教育施策の推進がより一層求められている。

また、区議会議員においても、区政課題解決のため、これまで以上に各種施策に係る調査研究や区民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動が求められるとともに、区の意思決定と行政のチェックを行う機関として、その役割と職責の重要性は増している。

発展を続ける本区においては、人口増加に伴う行政需要の高まりへの対応はもとより、長期化する新型コロナウイルス感染症への対策や、本区長年の悲願である地下鉄8号線延伸の実現、オリンピック・パラリンピックレガシーの継承やゼロカーボンシティの実現など、取り組むべき課題は年々増加している。

このような直面する喫緊の課題に対し、的確かつ迅速な対応と判断を求められる特別職の職責は、極めて重大であることも勘案し、審議を行った。

4 改定をめぐる諸状況について

特別区の一般職の給与については、特別区人事委員会の勧告に基づき各区の条例で定めているところである。令和3年の同勧告における改定は、月額は据え置きとし、特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数0.15月の引下げ勧告がなされ、本区においても勧告どおり改定が行われたところである。

一方、本区の特別職の報酬等の額については、平成29年度以降、据え置かれた状況が続いているが、今年度の他区における特別職の報酬等の改定状況を見ると、現時点では23区中19区が一般職と同率程度、期末手当について引き下げる状況となっている。

また、令和3年6月1日時点での年収の額について本区と他区との特別職を比較すると、区長については上位から4番目、その他の役職では3番目から12番目となっており、特別区の平均額と比較するといずれも高い水準にある。一例として区長の年収の額についてみると、特別区の平均額を849,860円上回っている状況である。

日本経済の状況は、昨年12月に内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は、このところ持ち直しの動きがみられ、先行きも持ち直していくことが期待されているが、下振れリスクに十分注意する必要があり、変異株をはじめ感染症による経済への影響等を注視する必要があるとされている。

一方、本区の財政状況については、歳入の根幹を占める特別区税や特別区交付金は、これまで人口の増加等に伴い堅調な伸びを見せているが、長引く新型コロナウイルス感染症の経済に与える影響が本区の歳入環境にも多大な影響を及ぼすことが予想され、国の税源偏在是正措置による影響とも重なり、楽観視できる状況ではない。また、歳出面でも、感染症対策や景気動向に伴う扶助費の増加をはじめ、子育て支援や福祉施策の充実、災害対策や公共施設の老朽化への対応など、予断を許さない状況に変わりはない。

5 結論

以上を踏まえた結果、報酬等の額の適否については、改定の必要があると判断し、一般職と同様に月額に関しては据え置き、期末手当においては0.15月の引下げ改定が妥当であるとの結論に至った。なお、実施時期については令和4年4月1日とする。

6 おわりに

本審議会は、区長の諮問を受けた委員としてその職務の重要性を深く認識し、広範な視点から慎重かつ誠実に審議を行った。その結果、区政の現状の中で、特別職における職責の重要性その他の諸事情を十分に考慮し、以上のような結論に至ったところである。

特別職各位におかれでは、今後とも区民の信頼と負託に応え、簡素で効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じて、区民福祉の向上に向けて尽力されることを期待するものである。